

所得税、市民税・都民税など 申告書の受け付けが始まります

所得税の確定申告と市民税・都民税の申告の受け付けが始まります。窓口での受け付けは、土曜・日曜日を除く2月16日(月)～3月16日(月)です。
所得税の確定申告は税務署で、市民税・都民税の申告は市役所で受け付けます。各会場とも車での来場はご遠慮ください。

◎所得税の確定申告

申告と相談は東村山税務署へ
〒189-8555、東村山市本町1-20ノ22
☎042-394-6811

2月22日(日)と3月1日 後5時に、東村山税務署で確定申告書の作成のアドバイス、
(日)に限り、午前9時～午後5時 申告書作成のアドバイス、

◎市民税・都民税の申告

申告と相談は市役所課税課市民税係(市役所2階)へ
☎470-7777 (内線23333～23337)

2月20日(金)・27日(金) 内に居住していないが、市内午後5時15分～8時に夜間申告相談窓口を行います。また、別荘、単身赴任者が所有する3月1日(日)に、休日申告相談窓口を行います。
なお、夜間・休日申告相談窓口では、電話相談および証明書の発行は行いません。

申告が必要な方

- ① 27年1月1日現在、市内に住所があり、前年中に収入のあった方
- ② 給与所得者でも、次のいずれかに該当する方
- ③ 26年中に退職し、27年1月1日現在就職していない方
- ④ 給与のほか他に地代、家賃、原稿料、年金、配当などの所得があった方(市民税・都民税では少額でも申告をする必要があります)

申告の必要がない方

- (1) 「申告が必要な方」の(1)～(3)に該当する方
- (2) 給与所得者で給与以外

市民税・都民税の申告会場

会場	日程	受付時間
市役所 2階204・205会議室	2月16日(月)～3月16日(月)	午前8時半～11時 午後1時～5時
【夜間申告相談窓口】 市役所2階 204・205会議室	2月20日(金) 2月27日(金)	午後5時～8時
【休日申告相談窓口】 市役所2階 204・205会議室	3月1日(日)	午前9時～11時 午後1時～4時

※夜間・休日相談窓口では、電話相談、証明書などの発行は行いません。

申告書の受け付けなどを行います。なお、この2日間は電話での相談、国税の領収、納税証明書の発行は行いません。

確定申告書は 税務署に直接郵送で 提出できます

申告書の「控え」が必要な方は、控えに住所、氏名などを黒ボールペンで記載の上、切手を貼った返信用の封筒を同封してください。

国税庁ホームページ で確定申告書などが 作成できます

国税庁ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」

済みの方

(3) 給与所得者の妻などで同居の方の税法上の扶養になっている方

(4) 26年中から継続して生活保護を受けている方

申告に必要なもの

申告書▼源泉徴収票・収入証明書など前年中の収入金額

市税などの納付に ご協力ください

3月2日(月)は、固定資産税・都市計画税第4期、国民健康保険第8期、後期高齢者医療保険料第8期の納期限です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行(郵便局)でお納めください。詳しくは納税課☎470-7729へ。

夜間・休日納税相談窓口を 開設します

夜間と休日に納税相談窓口を開設します。市民税・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険などの市税の納め忘れはありませんか。仕事などで平日の相談が困難な方は、ぜひこの機会をご利用ください。

※相談の場合は、事前に来庁の日時をご連絡ください。

【日時】夜間納税相談窓口 2月26日(木) 午後8時～28
【休日納税相談窓口】2月28日(土)、3月1日(日)のいずれも午前9時～午後4時

国民健康保険

26年8月分の診療費をお知らせします

国民健康保険は、私たちの健康と生命を守る大切な制度です。国民健康保険の健全な運営にご理解、ご協力をお願いします。

26年8月分の診療費

◎一般被保険者Ⅱ診療件数 2万5467件▼診療費 5億7782万8093円(前年度比 96.8%)▼1件当たりの金額 2万2689円

◎退職被保険者Ⅱ診療件数

1253件▼診療費 3314万7020円(前年度比 128.4%)▼1件当たりの金額 2万6454円

ご注意ください

市役所で受け付ける市民税・都民税の申告では、所得税の還付は受けられません。還付の申告をする方は、東村山税務署で所得税の申告をしてください。



市長 並木克巳

ライジングサン

くの団体が新年の集まりを持たれ、私も出席させていただきます。これらの行事は、市民の皆様が主体となっているものや、市民の皆さんから多大な協力を得て実施しているものばかりです。



七福神めぐり、たくさんの人でにぎわう多聞寺

夢と希望の持てる元氣なまちづくりのヒントが、これらにあると感じます。各団体の集まりに参加させていただく中でも、「それぞれがつながり連携していくことで大きな力になる」と実感しました。東久留米には底力があるので、市民の皆さんが積極的にイベントに加わりつなげていく。同じ思いでまちを盛り上げる。そのような「東久留米市民の日(仮称)」を作り上げ、市民同士が連帯感を持ち郷土を思う中から、地域を活性化していく環境づくりを、オール東久留米で取り組んでまいりたいと考えています。

まちづくりのヒント発見

年明けとともに「開運! 東久留米七福神めぐり」や「少年少女駅伝大会」、「成人の日つどい」など、新春を飾るさまざまな行事が開催されました。また、多

国民健康保険

滞納世帯などへの特別措置

滞納世帯などへの特別措置

国民健康保険税を滞納するなどの特別措置が適用される場合があります。事情があつて納付が困難なときは、必ず保険年金課(市役所1階)または納税課(同2階)へご相談ください。

国民健康保険税を滞納するなどの特別措置が適用される場合があります。事情があつて納付が困難なときは、必ず保険年金課(市役所1階)または納税課(同2階)へご相談ください。

